

平成 20 年度後期・岡山大学大学院社会文化科学研究科博士前期課程入学試験問題

講 座	法政理論、比較国際法政、 公共法政、司法政策
専門科目	国際私法

問題 1

特許権侵害の準拠法について論じなさい。

問題 2

中華民国人の X 女は、韓国人の Y と 10 年前に婚姻しないまま同棲し、A を出産したが、A の出生直後から Y は行方をくらましてしまった。その後、X は母 1 人で A（中華民国国籍）を育ててきたが、今年になって、Y の死亡記事が新聞に載り、Y が日本に帰化していたことと、ベンチャービジネスで大成功を収めていたことを知った。Y は、父親が死亡した後でも認知の訴えを起こすことができることを知人から聞き、日本の裁判所に認知の訴えを起こそうと考えている。この場合、認知による親子関係の成立は何国法によることになるか。なお、X Y ともに、10 年前から現在に至るまで、日本で生活していたものとする。